

Business Regulation and Tax Analysis

Authors:

Shanghai**Leonard Khaw**, Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Clare Lu, Partner/Attorney-at-law

Tel: +86 21 6141 1488

Email: cllu@qinlilawfirm.com¹

For more information, please contact:

Tax, Business Advisory & Legal**Country Leader****Shanghai****Vivian Jiang**, Partner

Tel: +86 21 6141 1098

Email: vivjiang@deloitte.com.cn

Eastern China**Shanghai****Eunice Kuo**, Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Jeff Xu, Partner

Tel: +86 21 6141 1278

Email: jexu@deloitte.com.cn

Northern China**Beijing****Finy Cao**, Partner

Tel: +86 10 8520 7525

Email: fcao@deloitte.com.cn

Southern China**(Mainland/Macau)****Guangzhou****Caesar Wong**, Partner

Tel: +86 20 2831 1590

Email: caewong@deloitte.com.cn

Southern China**(Hong Kong)****Sarah Chan**, Partner

Tel: +852 2852 1628

Email: sarahchan@deloitte.com.hk

中国（上海）自由貿易試験区が 発足

国务院は中国（上海）自由貿易試験区（以下“自由貿易試験区”）のフレームワークプランを公布した。自由貿易試験区は、2013年9月29日に正式に発足する。

今回の自由貿易試験区の設置が中国经济へ与える潜在的な影響は、1980年に鄧小平が深圳経済特区を設置した措置に匹敵すると言われている。自由貿易試験区においては、徹底的な経済改革を行い、更なる経済開放を推し進め、経済の均衡を図ることが期待されている。一連の改革措置はまず区内で試験的に実施され、もし成功すれば、全国で実施される予定である。今回の試験の結果は、各自由貿易協定の交渉における中国のポジションを決めることにもなるであろう。

深圳経済特区及びその他の特別な経済区域においては、所得税、関税及び増値税等の優遇政策に焦点が当てられていたが、それらとは異なり、自由貿易試験区では、国際標準に基づく、より自由かつ開放された投資環境の創出が期待されている。自由貿易試験区は、人民元の自由兌換及び金融業の対外開放の試験地域となる予定である。また、典型的な自由貿易区と同じように、貨物を保税状態で輸入、加工及び輸出することもできる。既に多くの外国投資者が自由貿易試験区における改革によって機先を制しようとしているが、自由貿易試験区に関する新規定が明らかになれば、より多くの企業がこれに続くことになるであろう。

自由貿易試験区における新しい制度

自由貿易試験区のフレームワークプランには、以下のような改革措置が含まれている。

- **外商投資規制の大幅な緩和及び手続の簡素化**：概して外国投資者は“内国民待遇”を受けることになり、“ネガティブリスト”に列挙されている業種以外の業種に投資できるようになる。多くの外商投資に関する事前認可制度も取り消され、代わりに届出制度が実施される。また、外国投資者は徐々に6つの現代的サービス業分野に投資ができるようになる見込みである。これらの分野には、金融サービス、海運サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービス及び公共サービスが含まれる。
- **一部の国内投資者に対する事前認可制度の取消**：自由貿易試験区内の国内投資者が上海市の審査認可権限内の国外投資を実行する場合も、現行の事前認可制度に代わり、届出管理が実施される。
- **自由貿易試験区を国際貿易、海運及び物流センターとするための措置**：国際的に認められるベストプラクティスを参考として、関連する税関手続の整備及び簡素化が図られる。

¹ 勤理弁護士事務所は中国国内で登録し設立された弁護士事務所であり、デロイトのグローバル税務・法務ネットワークに属している。デロイト法務は、世界の主要な法務サービス提供者の一つである。

- **自由貿易試験区の国際金融センター化**：全面的な金融システムの改革には、金利の自由化及び人民元の自由兌換が含まれる。特定の金融商品（特に大口商品、海運及び貿易に関連するもの）の発展、グローバル又は地域性の決済センター、資金管理センターの設立、ファンドマネジメントビジネス等が奨励される。
- **競争力のある租税政策**：自由貿易試験区における中心的な政策ではないが、競争力のある租税政策の導入が期待される。
- **自由貿易試験区の目標を実現するための現行法律制度の調整**：自由貿易試験区は上海市政府により管理される。自由貿易試験区の政策目標に抵触する関連法規は一時的に停止される。また、自由貿易試験区の管理に関する法規が新たに制定される予定である。

自由貿易試験区の影響に関する予測と関連の改革措置の内容は、添付の通りである。

コメント

今回の自由貿易試験区の発足に関し、中国政府は“ゲームのルールの変更”を意図しているようである。予定されている改革は根本的なものであり、大きな影響を及ぼすものである。もしこれらの改革が将来、全国で実施されることになれば、外国企業にとって中国での投資環境が劇的に変わることになるであろう。今回の改革が自由貿易試験区において成果を上げ、最終的に全国で実施されることになるか否かはまだわからないが、中国政府は確固として改革を推進するとしていることから、自由貿易試験区は、中国の経済発展における新たな時代の幕開けを示すことになるかもしれない。

多くの改革措置の詳細はまだ明らかにされておらず、一部の政策については徐々に実施される可能性がある。多くの投資者はこの段階で、どのようなアクションをとるべきかと考えているであろう。この点について、潜在的な投資者に対する政府のアプローチは、従前とは異なるようである。

- **従前のアプローチ** - まず政府がルールを制定し、投資者はそのルールに従い、かつその枠組みの中でビジネスモデルを組み立ててきた。
- **予想されるアプローチ** - 政府は“ビジネスに有利”で、“マーケット指向”の理念に沿ったルール作りをするものと考えられる。政府は投資者と、どのようなビジネスモデルが必要か、どのような措置が投資家や業界にメリットをもたらすか、中国にとっての利益は何かといったテーマについて意見交換するとともに、積極的に建設的な議論を行うことを歓迎している。

これらのことから、投資の意向がある投資者は、計画されている投資及びビジネスモデルについて、政府関連部門と議論をすべきであると考えられる。

添付 1：自由貿易試験区の影響予測

会社設立*	経営コンプライアンス*	金融制度（外貨管理、グループ内資金管理及び決済業務を含む）		区外企業との取引		優遇税制
		中国国内地域（自由貿易試験区外）	国外	中国国内地域（自由貿易試験区外）	国外	
審査認可が必要なくなり、届出手続のみでよくなる。 （“ネガティブリスト”に列挙される分野を除く）	大幅に簡素化される	まだ明確にされていないが、少なくとも現行規定と同等と考えられる	大幅に緩和、人民元の自由兌換及び金利の自由化を含む	まだ明確にされていないが、少なくとも現行規定と同等と考えられる	限定的な規制、税関手続の整備及び簡素化	別途公布される予定

* 現行制度の下では、一般的に外資企業より内資企業の方が会社設立及び経営コンプライアンスに関する規制が緩やかであるため、今回の改革によって、内資企業より外資企業の方がより大きなベネフィットを得ると言える。

添付 2 :

投資規制に関する改革

外商投資：国内投資

	審査認可を一時的に停止し、届出制度を実施する項目
外商独資企業	<ul style="list-style-type: none"> 設立 分割、合併及びその他の重要事項の変更 経営期間
中外合資経営企業	<ul style="list-style-type: none"> 設立（合弁契約及び定款を含む） 合弁経営期間の延長 解散
中外合作経営企業	<ul style="list-style-type: none"> 設立（合作契約及び定款を含む） 合作契約及び定款の重大な変更 合作契約上の権利、義務の譲渡 経営管理の他者への委託 合作経営期間の延長

サービス業の開放

	自由貿易試験区の発足後、直ちに実施される政策	自由貿易試験区の発足後、徐々に実施される政策
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> 外資による健康医療保険機関の設立が認められる ファイナンスリース会社が区内に特別目的会社（単一の飛行機若しくは船舶に係る子会社）を設立する場合の最低登録資本金に関する規制が取り消される ファイナンスリース会社が主要業務に関連する商業ファクタリング業務を兼営することが認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 条件に合致する外資金融機関が（全額出資）外資銀行、中外合弁銀行を設立すること、及びライセンスの限定された銀行を設立することが認められる 区内の条件に合致する中資銀行がオフショア業務に従事することが認められる
海運サービス	<ul style="list-style-type: none"> 中資会社が外国の船舶を保有又は持株形態により保有し、中国国内沿岸港及び上海港の間で外国貿易輸出入コンテナに係る付随業務を行うことが認められる 外商独資国際船舶管理企業の設立が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 国際船舶運輸企業の外資出資比率に関する規制を緩和する
商業貿易サービス	<ul style="list-style-type: none"> 外資企業がゲーム及び遊戯設備の生産及び販売に従事することが認められる 	<ul style="list-style-type: none"> 外資企業が一定の形式で付加価値通信事業を営むことが認められる 条件に合致する外資企業が区内において、オークション事業に従事することが認められる
専門サービス	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資者による信用調査会社の設立が認められる 株式制の外商投資性会社の設立が認められる 条件に合致する区内に登録されている中外合弁旅行会社が、台湾地域以外の国外旅行業務に従事することが認められる 中外合弁、外資人材仲介会社の持株比率及び最低登録資本金等に係る一部の制限が緩和される 	<ul style="list-style-type: none"> 中国弁護士事務所と外国弁護士事務所との業務提携の方式及び仕組みを検討する

サービス業の開放(続)

	自由貿易試験区の発足後、直ちに実施される政策	自由貿易試験区の発足後、徐々に実施される政策
専門サービス	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区内にあり、上海でサービスを提供する外資工事設計企業（工事調査を除く）が初めて資格申請を行う際の、投資者の工事設計の実績に関する要求を取り消す 自由貿易試験区内にある外商独資建築会社が上海で中外共同建設プロジェクトを請け負う際、プロジェクトの中外投資比率に関する制限を受けない 	
文化サービス	<ul style="list-style-type: none"> 外商独資演出仲介企業の設立が認められる 外商独資娯楽施設の設立が認められる 	
公共サービス	<ul style="list-style-type: none"> 中外合作経営教育研修機関の設立が認められる 中外合作経営職業技能研修機関の設立が認められる 外商独資医療機関の設立が認められる 	

国外投資

	審査認可を取り消し、届出制度を実施する
自由貿易試験区から国外へ投資する企業	<ul style="list-style-type: none"> 上海市政府の権限内の 国外投資プロジェクト、国外での企業設立については、届出管理制度を実施する

その他

	試験内容
工商行政管理	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金について、払込制から登記制へ変更する（最低登録資本金が引き下げられるか、もしくは当該規制が取り消される可能性がある） 工商登記制度を改革し、より効率的な工商登記サービスシステムを構築する 工商登記の登録と経営項目の審査認可を分離する 企業の年度検査制度を改革する

自由貿易試験区の貿易、海運、物流業に関する改革

	試験内容
税関	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内外の高技術、高付加価値のメンテナンス業務を試験導入する ● クロスボーダー電子ビジネスサービスの機能を強化し、適切な税関管理、検査検疫、税金還付、クロスボーダー決済、物流等のサポートシステムを試験的に構築する ● 企業が輸入船積書類により貨物を区内へ直接搬入することを認め、輸入貨物届出リストにより申告手続を行う ● 国際中継、コンテナ混載及び配送業務に係る輸出入手続を簡素化する ● 試験区内外の特定地域において、保税展示取引プラットフォームを設立することが認められる ● 試験区での統一的な電子フェンス管理を検討する
検査検疫	<ul style="list-style-type: none"> ● 第三者機関による検査結果が認められる ● 輸入貨物の事前検査及び照合、輸出入貨物の検査検疫登録、輸入消費品の検査管理、輸出入工業製品に対する“迅速な検査及び通関”等、スピーディーな管理措置を実施する
海運	<ul style="list-style-type: none"> ● 中継コンテナ混載業務を促進する ● 海運金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際海運仲介等の産業を積極的に発展させる ● 浦東空港における国際中継貨物運輸便の増便を支持する

金融分野の改革

	試験内容
通貨政策	<ul style="list-style-type: none"> ● リスク統制が可能な前提で、区内の人民元資本項目の兌換を実現する ● 人民元のクロスボーダー使用制度を改革する ● 区内において金融市場の金利自由化を実現し、金融機関は市場に基づき金融資産の価格を決定する ● 外貨管理制度を適切に調整し、貿易、投資及び融資の利便性向上を実現する
先物及びデリバティブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 先物の保税決済の試験を整備し、倉荷証券を担保とする融資機能を拡大する ● 国外企業が商品先物取引に参加することを徐々に認める ● 海運運賃指数デリバティブ取引を発展させる ● 金融市場商品のイノベーションを奨励する
保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 人民元によるクロスボーダー再保険業務を支持する
取引プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融市場が区内に国際取引プラットフォームを設置することが認められる ● 区内において、国際大口商品取引及び資源配置のプラットフォームを設置する ● 持分エスクロー機関が区内において、総合金融サービスのプラットフォームを設置する
持分投資	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外への持分投資に専門的に従事するプロジェクト会社を区内に設立することが奨励される ● 国外で持分投資を行うためのファンド・オブ・ファンズの設定を支持する

金融分野の改革（続）

	試験内容
地域統括機能	<ul style="list-style-type: none">• サービス貿易及び一般貿易の外貨受払用専用口座の機能を拡大させるとともに、融資機能を拡大する• 多国籍企業によるグローバル又は地域性の資金管理センターの設立を促進する

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevng@deloitte.com.cn

香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

済南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilu@deloitte.com.cn

上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijiang@deloitte.com.cn

デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center: “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1708
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー
TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー
TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

広州

土田 保成
ディレクター
TEL : +86 20 2831 1650
FAX : +86 20 3888 0121
E-mail : ytsuchida@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー
TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

板谷 圭一
パートナー
TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー
TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

広州

瀧野 恭司
シニアマネジャー
TEL : +86 20 8396 9228
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎
シニアマネジャー
TEL : +852 2852 6545
FAX : +852 2542 4597
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

上海

上田 博規
シニアマネジャー
TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

北京

浦野 卓矢
シニアマネジャー
TEL : +86 10 8512 5524
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : turano@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
マネジャー
TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : mnashimoto@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー
TEL : +86 755 3331 0976
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu、Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。